月報私学

6
June
2012
Vol.174

日本私立学校振興・共済事業団広報

緑豊かな環境で、聖書の教えに基づいて、子どもたちの「心の故郷（ふるさと）」となる学校を目指しています。
写真提供：学校法人 横浜英和学院　横浜英和小学校（神奈川県横浜市）

CONTENTS

- 被用者年金制度一元化法案…… 2
- 平成24年度　私学事業団の事業計画と予算…… 6
- 私立学校施設防災機能強化集中支援プラン…… 9
- 第３回　私学リーダーズセミナー・第１回　私学スタッフセミナーの開催……11
- 連載⑫　魅力あふれる学校づくりを目指して
  心を育むキリスト教教育で魅力づくり……13
- 特定健康診査のご案内を６月下旬に学校法人等へ送付します……15
- 標準給与の定時決定……16
- 標準給与改定が必要なとき……17
- ＩＮＦＯＲＭＡＴＩＯＮ……18
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内……20

http://www.shigaku.go.jp/

被用者年金制度一元化法案

閣議決定・第百八十回通常国会へ提出されました

企画室（共済事業本部）

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」が平成二十四年四月十三日に閣議決定し、今通常国会に提出されました。その法案概要について、お知らせします。

本法案は十九年に国会へ提出され、二十一年七月の衆議院解散とともに廃案となった被用者年金制度一元化法案をベースにしており、この十九年法案同様、共済制度の職域部分（三階部分）廃止後の新たな年金については、二十四年中に検討を行い、その結果に基づき、別に法律に定め、必要な措置を講ずるものと附則に明記されています。なお、この検討にあたっては、政府は岡田副総理の下、有識者会議を設置し、民主党にあっては、厚労・財務・総務・文科の各部門の関係議員からなるプロジェクトチームを設置し検討することとされています。

一　改正の趣旨

被用者年金制度については、多様な生き方や働き方に公平な社会保障制度を目指す平成二十四年二月十七日の閣議決定「社会保障・税一体改革大綱」に基づき、公的年金制度の一元化を展望しつつ、今後の制度の成熟化や少子・高齢化の一層の進展等に備え、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間被用者、公務員を通じ、将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保することにより、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、厚生年金保険制度に公務員及び私学教職員も加入することとし、厚生年金保険制度に統一すること。

年金財政の範囲の拡大による制度の安定性及び同一保険料・同一給付による公平性の確保といった趣旨については、ほとんど十九年法案と同じですが、大きく異なる点は、「公的年金制度の一元化を展望しつつ」という点です。今回の年金制度改正は、来年、政府が国会へ法案の提出を予定している国民年金を含め、全年金制度を完全に一本化して、税による最低保障年金と所得比例年金の組み合わせからなる新しい年金制度の創設の方向性に沿って現行制度の改善を図るものとしています。

二　法律案の主な内容

㈠厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、二階部分の年金は厚生年金に統一する。

公務員及び私学教職員（私学共済制度の加入者）について、厚生年金保険法に規定されていた適用除外規定を削除し、厚生年金保険制度が適用されることになります。なお、一元化後の厚生年金被保険者適用の区分は次のとおりです。

- 民間被用者…
  厚生年金第一号被保険者
- 国家公務員…
  厚生年金第二号被保険者
- 地方公務員…
  厚生年金第三号被保険者
- 私学教職員…
  厚生年金第四号被保険者

㈡共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金にそろえて解消する。

前記㈠により、共済法の長期給付に関する規定の削除等所要の規定の整備を行うことにより、遺族共済年金の転給制度の廃止等を行うもので、その主な内容は**表1**のとおりです。①～⑤までの差異は厚生年金にそろえることで解消を図ることとなっています。

なお、⑥の現行の厚生年金の女子に対する支給開始年齢の引き上げが五年遅れである特例については、いずれ対象者が無くなる経過的措置であるため、差異の解消は行わず、厚生年金の被保険者（第一号被保険者）である女子には引き続き存置されることとしています。

㈢共済年金の一、二階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率（上限十八・三％）に統一する。

厚生年金及び共済年金の保険料については、現行の引き上げ幅同様、毎年〇・三五四％ずつ引き上げることを法律化し、公務員は三十年、私学教職員は三十九年に、十八・三％で統一することとされています。職域部分が廃止される二十七年十月以後は、これまで職域部分を含めた保険料率が一、二階の年金にかかるものとなることから、私学共済の場合、一・二％程度引き上げられることになります。（**図1**参照）

なお、この引き上げられた保険料（増加保険料）の負担軽減を図るため、私学共済では、二十七年十月から四十一年八月までの間、軽減した保険料（軽減保険料）を共済規程で定めることができることになっています。その定めをした場合、増加保険料と軽減保険料の差額分について、共通財源以外の積立金（※）を活用し、負担の軽減を図ることが可能とされています。

表１：制度的な差異の解消

	厚生年金	共済年金
①被保険者の年齢制限	○７０歳まで	○年齢制限なし（私学共済除く）
②未支給年金の給付範囲	○死亡した者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、又は兄弟姉妹 （注：今年３月に提出した年金改正法案（年金機能強化法案）で、甥姪など３親等内の親族にも拡大）	○遺族（死亡した者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母）又は遺族がないときは相続人
③老齢給付の在職支給停止	○老齢厚生年金受給者が厚年被保険者となった場合 **・６５歳までは（賃金＋年金）が２８万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。** **・６５歳以降は（賃金＋年金）が４６万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。** ○老齢厚生年金受給者が共済組合員となった場合 **年金の支給停止なし。**	○退職共済年金受給者が共済組合員となった場合 **（賃金＋年金）が２８万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。３階部分は支給停止。** ※私学共済の退職共済年金受給者が私学共済加入者となった場合は、厚年と同様の方式 ○退職共済年金受給者が厚年被保険者等となった場合 **（賃金＋年金）が４６万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。**
④障害給付の支給要件	○初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が３分の２以上必要**（保険料納付要件あり）**。	○**保険料納付要件なし。**
⑤遺族年金の転給	○先順位者が失権しても、次順位以下の者に支給されない（例:遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡すると、その遺族年金は支給されなくなる）。	○先順位者が失権した場合、次順位者に支給される（例:遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡したとき、一定の場合、その遺族年金が父母等に支給される）。
（経過的措置）		
⑥女子の支給開始年齢	○６０歳台前半の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢引上げは、**男子の５年遅れ**のスケジュール。 （昭和２１年４月２日以降生まれ～）	○６０歳台前半の特別支給の退職共済年金の支給開始年齢引上げは、**男子と同じスケジュール。** （昭和１６年４月２日以降生まれ～）

図１：保険料率の統一

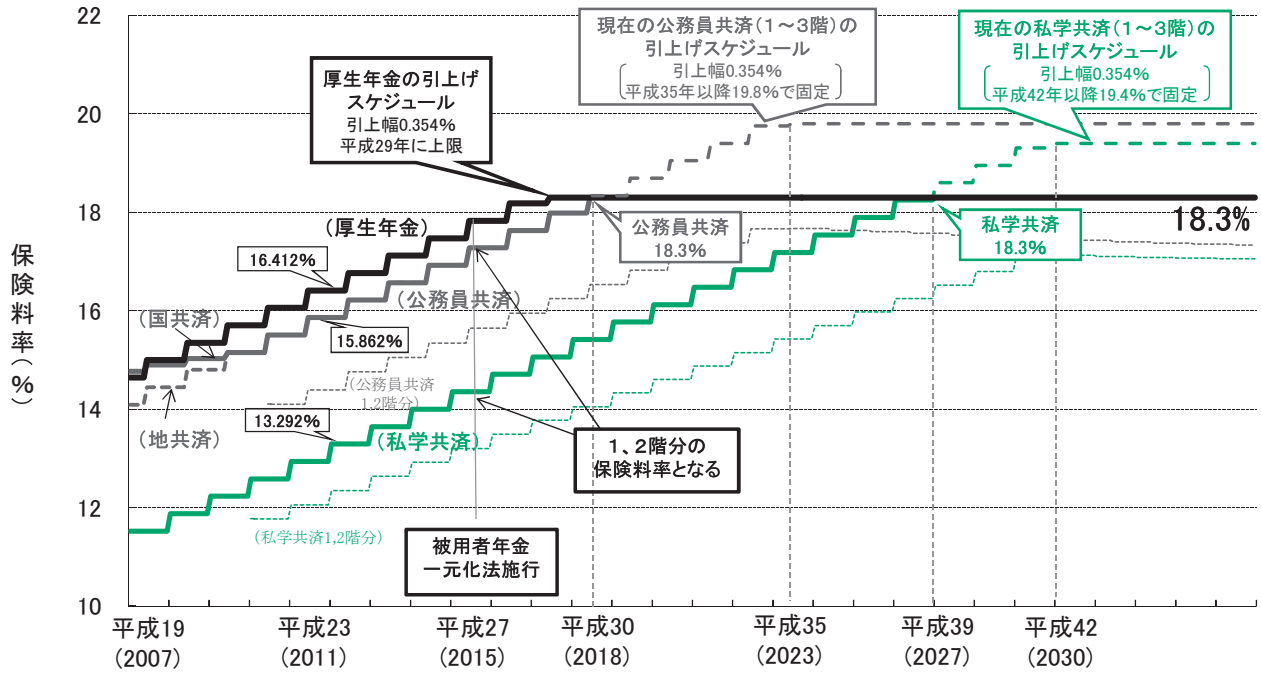

（注１）各共済の引上げスケジュール及び最終保険料率は平成21年財政再計算結果による。
（注２）公務員共済の保険料率は平成21年に統一されている。

※図表は厚生労働省ホームページ「被用者年金制度一元化法案概要」より抜粋

※積立金の仕分け（図2参照）

現在の共済年金の積立金については、一、二階部分と三階部分の区別がないため、被用者年金一元化に際しては、共済年金の積立金のうち、一、二階部分の給付のみである厚生年金の積立金の水準に見合った額を、一元化後の厚生年金の積立金（Ⅱ共通財源）として仕分ける必要がある。

具体的には、共済年金の積立金のうち、一元化前の厚生年金における積立比率（保険料で賄われる一、二階部分の年間の支出に対して、何年分を保有しているかという積立金の水準）に相当する額を、共通財源として仕分ける。

図2のとおり、私学共済の場合、積立比率九・三年分のうち、四・二年分（一・七兆円）を一、二階部分の給付に充てる共通財源とし、共通財源以外の五・一年分（二・〇兆円）の積立金は、旧三階部分の給付に充てるほか、前述のとおり増加保険料の負担軽減に充てることができるものとしています。なお、**図2**は二十六年度末の見込み数値に基づいた機械的な計算によるものであり、実際の一元化施行時に計算される数値とは異なることをご注意ください。

㈣厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上する。

○被保険者の記録管理、標準報酬の決定・改定、保険料の徴収、保険給付の裁定等を行う主体として、厚生労働大臣に加え、共済組合及び私学事業団（共済組合等）を規定する。

○共済組合等は、徴収した厚生年金保険料及び管理運用する一、二階積立金等に応じて厚生年金勘定に拠出金を納付し、厚生年金の保険給付に要する費用等を分担する。また、共済組合等が行う厚生年金の保険給付に要する費用等は、厚生年金勘定から交付金として共済組合等に交付する。

○一元化された厚生年金制度全体の給付と負担の状況を、国の会計（厚生年金勘定）にとりまとめて計上し、国民に開示する。

○一元化された厚生年金制度全体を通じた財政検証を、定期的に実施する。

○厚生労働大臣は、各所管大臣を経由して共済組合等に拠出金等に関し必要な報告を求めるほか、各所管大臣に対し、その報告に関し監督上必要な命令や監査の実施を求めることができることとする。

○積立金の運用の基本的な指針については、厚生労働大臣が案を作成し、各大臣と協議の上、策定する。

○積立金の運用の状況の公表及び評価については、毎年度、厚生労働大臣が運用状況やその評価等を記載した報告書の案を作成し、各大臣と協議の上、策定し、公表することにより行う。

共済制度は、今後も医療保険、福祉事業や旧三階年金等の事業を一体的に行う必要があること、過去記録の移管等には膨大な作業量とコストが必要であることから、一元化後も共済組合及び本事業団を厚生年金の実施機関として活用することとしています。また、共通財源となる積立金は各実施機関で保有し、その資産運用については、将来の厚生年金保険事業の運営の安定という目的に沿いつつ、その一部を各共済法の目的に沿って運用できることとされています。

㈤共済年金にある公的年金としての三階部分（職域部分）は廃止する。公的年金としての三階部分（職域部分）廃止後の新たな年金については、二十四年中に検討を行い、別に法律で定める。

図3のとおり、共済年金は報酬比例部分の約二割に相当する三階部分（職域部分）が上乗せされています。この三階部分（職域部分）を廃止して公的年金としては厚生年金にそろえることとします。三階部分（職域部分）廃止後の新たな年金については、二十四年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定め、三階部分（職域部分）の廃止と同時に設けることとされています。この検討にあたっては、冒頭で記載しましたとおり、政府は、岡田副総理の下、「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」（四月二十六日初会合）を設置し、六月下旬頃まで検討を進め、中間まとめが報告される予定です。また、民主党においては、厚労・財務・総務・文科の各部門の関係議員からなるプロジェクトチームを設置し検討することとされております。

㈥追加費用削減のため、恩給期間にかかる給付について本人負担の差に着目して二十七％引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。

公務員における恩給期間にかかる給付の引き下げに関する措置であるため、私学共済制度には直接関係ありません。

《施行日》
㈠～㈤について
平成二十七年十月一日
㈥について
公布から一年を超えない範囲内で政令で定める日

図２：共通財源とする積立金の仕分けについて

【仕分けのイメージ】

厚生年金における1・2階積立金 / 厚生年金における1・2階支出 ＝4．2年分

各共済の積立金のうち、共済の1、2階支出の4．2年分の積立金を共通財源（＝一元化後の厚生年金の積立金）と整理する。

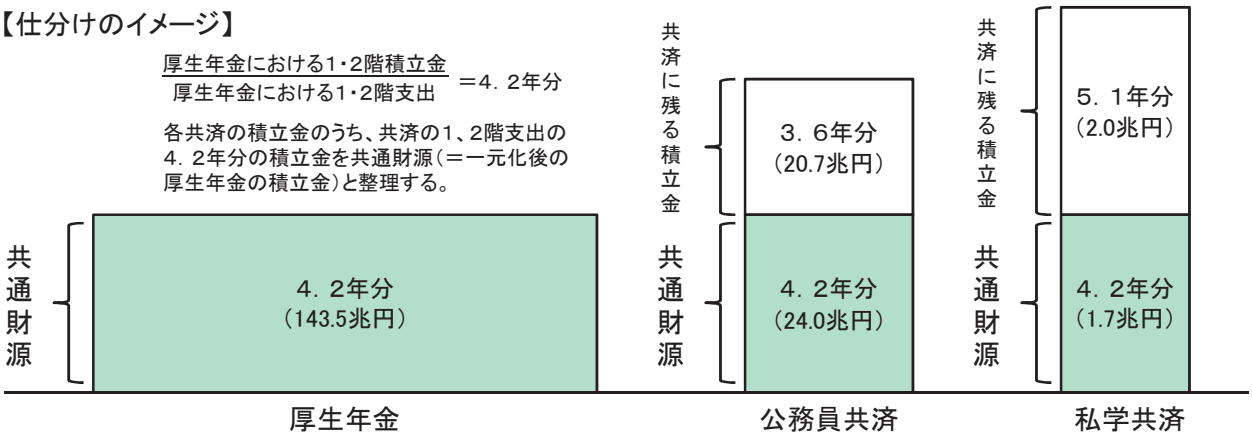

（注１）法案では「26年度末の積立金と27年度の支出に基づき仕分ける」こととしており、上記は平成26年度末見込み数値に基づいた機械的な計算である。実際には、実績を踏まえて仕分けることになる。

（注２）共済に残る積立金は旧３階部分の処理に充てる。（私学共済については、さらに増加保険料の軽減に充てることも可。）

（参考）各制度の財政運営については、平成21年度に財政検証・財政再計算を行った結果、各制度とも、2105年までの約100年間について収支の均衡が図られることが示されている。また、この結果は年金数理部会に検証された結果、将来の健全性が確認されている。

経済前提は、いずれの制度においても、名目運用利回り4.1%、名目賃金上昇率2.5%、物価上昇率1.0%（経済中位ケース）。また、いずれの制度においても、合計特殊出生率は1.26、平均余命は男83.67、女90.34（出生中位、死亡中位ケース）。

図３：公的年金としての３階部分（職域部分）の廃止

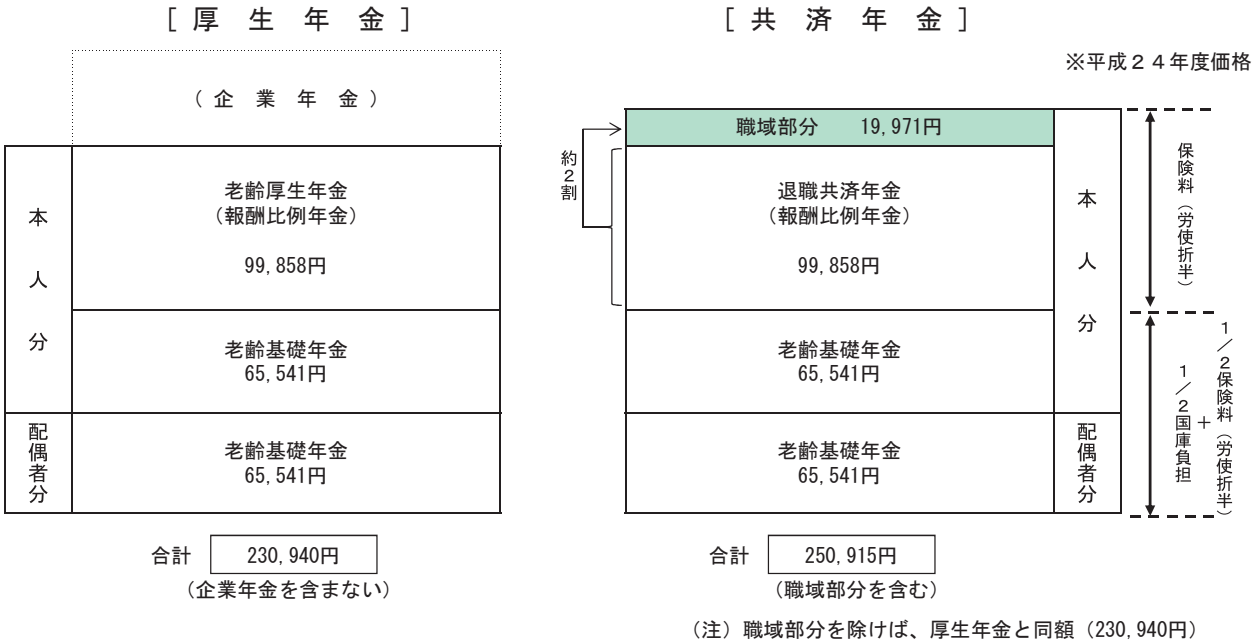

（注）職域部分を除けば、厚生年金と同額（230,940円）

（前提）加入期間中の平均報酬月額：360,000円、加入月数：480月（40年）

（参考）報酬比例部分の年金額：平均報酬月額（賃金変動に伴う再評価後）×給付乗率×加入月数×物価スライド率

※　職域部分は、民間において、厚生年金基金や適格退職年金などの種々の企業年金が相当程度普及している点も考慮するとともに、公務員の身分上の制約等が課されていること等を踏まえ、昭和61年に設けられたもの

※図は厚生労働省ホームページ「被用者年金制度一元化法案概要」より抜粋

平成二十四年度 私学事業団の事業計画と予算

助成業務

補助事業

私立大学等に対して補助金の交付を行っています。

私立の大学、短期大学及び高等専門学校の健全な発達に資するため、国から私立大学等経常費補助金の交付を受け、これを財源として大学等を設置している学校法人に補助金を交付します。

平成二十四年度は、東日本大震災の復興分（七五億七、二六九万円）を含む三、二六三億二、五六九万円を国から受け入れ、同額を交付する予定です。

貸付事業

学校法人等に対して固定金利で長期の融資を行っています。

学校法人、準学校法人に対して、その設置する私立学校の校地・校舎等の施設設備の整備に要する資金、その他経営に必要な資金について固定金利で長期の融資を行います。

また、東日本大震災により被災した私立学校施設の円滑かつ迅速な復旧等のため、通常より有利な貸付条件で融資を行います。

二十四年度の貸付事業計画額は、九三八億円となっています。

貸付財源は、財政融資資金五四五億円、自己調達資金三九三億円（うち、共済業務にかかる長期勘定からの借り入れ二七六億円、私学振興債券の発行による調達五〇億円）を予定しています。

受配者指定寄付金事業

受配者指定寄付金の受け入れと配付を行っています。

私立学校の教育と研究の振興のために企業等から寄付金を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人に配付します。この寄付金は所得税、法人税について税法上の優遇措置（昭和四十年大蔵省告示第一五四号）が受けられます。

二十四年度は、受入計画額一四〇億七〇〇万円に対し、同額を配付する予定です。

学術研究振興基金事業

学術研究振興基金への寄付金の受け入れと学術研究振興資金の交付を行っています。

私立学校の学術研究に直接必要な資金を交付するため、学術研究振興基金に広く一般から寄付金を受け入れ、その基金を運用し、運用益を学術研究振興資金として学術研究のための設備の取得費、維持費、その他の研究費に対して交付します。

この寄付金は、所得税、法人税について税法上の優遇措置（特定公益増進法人の措置）が受けられます。

二十四年度は、学術研究振興基金の受入計画額六〇〇万円、学術研究振興資金の交付計画額一億三、〇〇〇万円を予定しています。

なお、前年度末における学術研究振興基金の保有額は、五三億八、六六二万円です。

経営支援・情報提供事業

学校法人自身で経営上の問題点の早期発見を可能とするための方策や、学校法人が自ら行う経営改善に向けた取り組みに対して支援を行っています。

また、私立学校の教育条件及び経営に関する情報を収集・蓄積し、私立学校等のニーズに応じて必要な情報を迅速に提供しています。

一　学校法人の経営状態について、経営判断指標等により定期的にモニタリングを行うとともに、経営相談、講師派遣、面談、電話など様々な手段を活用して質問への回答、事例の紹介、経営改善方策の提案等を積極的に行います。また、学校法人からの相談内容が専門的知見を要する場合については、弁護士・公認会計士等の外部有識者の助力を得て対応します。

二　経営上の問題点を発見するための自己診断チェックリストの見直しと充実を図ります。

三　私立学校の教育条件及び経営に関する情報を蓄積するデータベースのさらなる充実を図るため、検索が可能な経営改善事例の文字情報を蓄積するなど、情報収集・提供機能を改善します。

また、私学事業団が主催するセミナーや講演等において、ネットワークを利用した情報提供システムの説明を積極的に行い、利用促進を図ります。

四　情報収集・調査結果を研究・分析し、ホームページへの掲載や刊行物としての提供を行うとともに、これらに関する研修会等を実施することにより、学校法人等に対し積極的な情報の提供を図ります。

①　学校法人の理事長、大学・短期大学の学長等のリーダーを対象とした経営面・教学面の知識を深め、大学の魅力向上のための改革に向けた意欲形成を図るセミナーを昨年に引き続き実施します。

②　私立大学等の職員を対象に人材養成を目的としたセミナーを実施します。

③　学校法人の経営改善に資するため、「今日の私学財政」、「私立大学・短期大学等入学志願動向」を刊行します。

共済業務

私学共済制度の構成員と標準給与

二十四年度の共済業務における各事業の基礎となる構成員は、**表1**①のとおり、総計一二六万人（加入者、被扶養者及び年金受給者）と推計しました。

また、標準給与の平均月額及び標準賞与の平均年額は、それぞれ**表1**②・③のとおり推計しました。

表1　構成員・標準給与・標準賞与推計

区　　分	①構成員（人）	②標準給与の平均月額(円)	③標準賞与の平均年額(円)
合計加入者	526,208	372,945	1,337,069
(短期加入者)	(522,964)	(372,292)	(1,331,689)
(長期加入者)	(500,549)	(362,290)	(1,256,421)
被扶養者	344,076	−	−
年金受給者	391,451	−	−
総　　計	1,261,735	−	−

短期給付事業

病気やケガによる医療費等の給付を行っています。

短期掛金率のうち給付分掛金率は、前年度と同率の百分の六・五一に据え置き、介護分掛金率は介護納付金の増額を勘案して百分の一・〇二五（前年度掛金率は百分の〇・九八四）としました。この掛金率をもとに推計した掛金収入は、前年度に比べ八千万円（〇・〇四％）の増加となる見込みです。

保健給付等の給付費については、前年度に比べ六億円（〇・四四％）の増加を見込んでいます。また、他制度への拠出金等として、前期高齢者納付金三一六億円、後期高齢者支援金四八一億円を見込みました。さらに、介護納付金一八五億円等を見込み、**図1**のとおりの収支を予定しています。

その結果、掛金及び利息等の収入（二、一四七億円）と給付費及び拠出金等の支出（二、四五三億円）との収支差三〇六億円に、支払準備金の戻入と繰入との差額一億円を加えた三〇七億円が当期総損失となる見込みです。

図1　短期給付事業の予算収支（単位：億円）

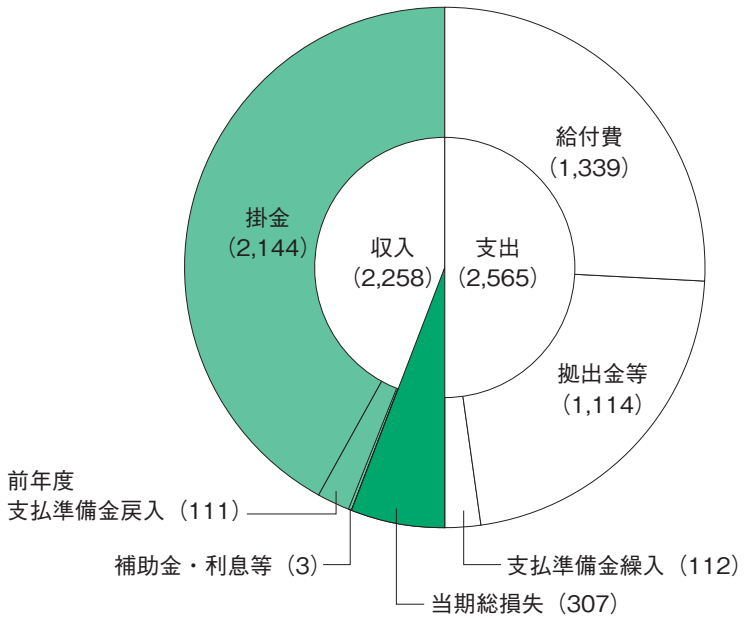

なお、支払準備金は、当該事業年度における短期給付請求総額の十二分の一に相当する金額を積み立てています。

長期給付事業

退職後の生活の柱となる年金の給付を行っています。

長期掛金率は、二十一年度に行った財政再計算の結果を踏まえて、給付分掛金率を百分の一三・二九二（都道府県からの補助が行われた場合、その分軽減されます。ただし、長期賞与掛金

図2　長期給付事業の予算収支（単位：億円）

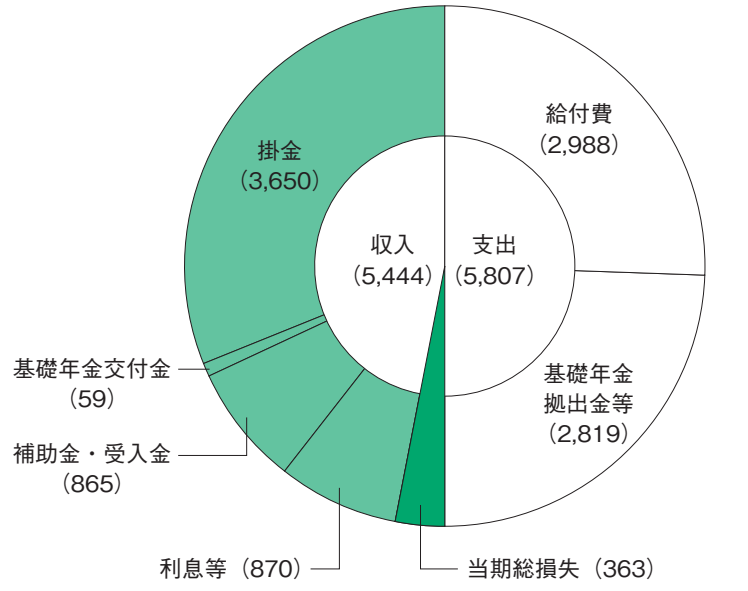

に対する補助はありません。前年度掛金率は百分の一二・九三八）に変更しました。この掛金率をもとに推計した掛金収入は、前年度に比べ一〇三億円（一・九三％）の増加となる見込みです。

国庫補助金は、基礎年金拠出金の三六・五％相当額など総額七九四億円が措置されています。

給付費については、二十四年度の年金額が二十四年四月（六月定期支給期）から〇・三％、同年十月（十二月定期支給期）から〇・九％を、それぞれ引き下げられることを見込み、前年度に比べ四億円（〇・一四％）の減少となる見込みです。そのほかに、基礎年金拠出金二、一三五億円、年金保険者拠出金六八三億円等を見込み、**図2**のとおりの収支を予定しています。

掛金、交付金、補助金・受入金及び利息等の収入（五、四四四億円）と、給付費及び基礎年金拠出金等の支出（五、八〇七億円）との収支差三六三億円が当期総損失となる見込みです。

なお、二十四年度末の保有資産は、三兆三、七四二億円となる見込みです。

保健事業

特定健康診査、人間ドックやスポーツ施設の利用費用補助を行っています。

福祉事業推進のための財源として、二十四年度も前年度と同様に掛金率百分の〇・二五による掛金収入と、今年度から新たに、貯金事業（積立共済年金事業及び共済定期保険事業）の積立金を福祉事業内で有効に活用することを目的として、貯金経理からの受入金を見込んでいます。また、特定健康診査等事業に対し国庫補助金二億七、〇〇〇万円が措置されます。

人間ドック利用費用補助等の保健事業にかかる費用として二七億円、特定健康診査等の事業にかかる費用として一三億円、また、医療事業及び宿泊事業への繰入金として三六億円を見込み、**図3**のとおりの収支を予定しています。

医療事業

総合健診を行う健康医学センターを併設した直営病院の運営を行っています。

東京臨海病院の運営に伴う事業収入・支出及び保健経理からの受入金を見込み、**図3**のとおりの収支を予定しています。

宿泊事業

旅行・出張、会議・宴会、婚礼等に利用する会館、宿泊所及び保養所の運営を行っています。

宿泊施設の事業収入・支出、設備整備計画及び保健経理からの受入金を見込み、**図3**のとおりの収支を予定しています。

貯金事業

財産形成の支援を行っています。

貯金事業の収支は、**図3**のとおりを予定していますが、これは積立貯金、積立共済年金、共済定期保険及びアイリスプランの各事業を総括したものです。

二十四年度末の加入者貯金残高は、九、二七二億円となる見込みです。

貸付事業

結婚・教育・住宅等の資金の貸付けを行っています。

二十四年度の貸付額は、加入者貸付一一八億円を見込み、**図3**のとおりの収支を予定しています。

■その他事務費など

短期・長期給付事業の事務を行う費用は、事務費分掛金率百分の〇・一一による掛金収入と国庫補助金二億九、〇〇〇万円を主たる財源としています。

図3　福祉事業の事業経理別予算収支（単位：億円）

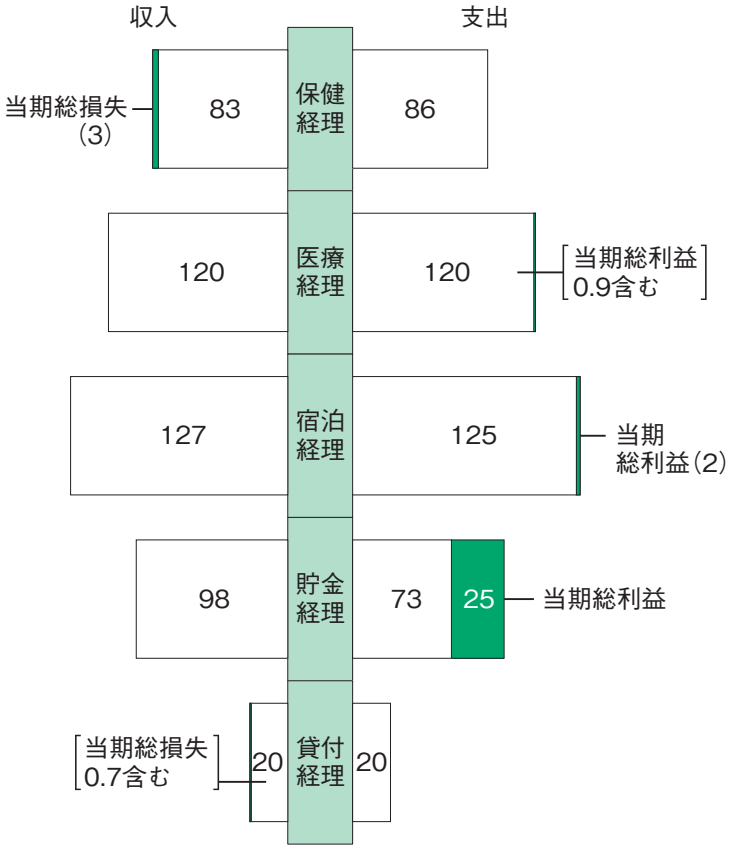

私立学校施設防災機能強化集中支援プラン

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

文部科学省では、東日本大震災からの教訓・課題等を踏まえ、急務となっている私立学校施設の耐震化等防災機能強化を一層推進するため、総合的な支援策を継続的に実施することとし、このたび「私立学校施設防災機能強化集中支援プラン」を取りまとめ、推進することとしました（文部科学大臣所轄学校法人理事長及び各都道府県知事宛、平成二十四年一月十九日付け二三文科高第八九四号文部科学大臣政務官通知）。

本プランでは、子どもたちや学生が一日の大半を過ごす私立学校施設の防災機能をより強化するため、三つの柱による総合的な支援策を継続的に推進することとしています。

一　平成二十三年度補正予算・二十四年度予算において防災機能強化支援策の基盤を大幅拡充へ

子どもたちや学生の一層の安全・安心を確保するために、私立学校施設の防災機能強化関連予算について、二十三年度第三次補正予算として一五〇億円、二十四年度予算としては対前年度当初予算比二・四倍となる一二五億円を計上するなど、予算の大幅拡充を図ってきており、また制度内容についても、私立学校や私学団体の皆さまからのご要望も踏まえ、年々、充実してきています。

『制度の変遷』

平成十九年度までの措置

①学校施設耐震改修事業

耐震性能の劣る施設のIs値を〇・七以上に引き上げる工事に対する支援

《大学・短大・高専》

事業経費　一、〇〇〇万円以上

《幼稚園～高等学校》

事業経費　四〇〇万円以上

②危険建物等の改築については、利子助成制度

平成二十年度補正予算からの措置

③幼稚園から高等学校の特に耐震性能の劣る（Is値〇・三未満）施設の補助率を三分の一から二分の一に引き上げ

平成二十一年度当初予算からの措置

④危険建物等の改築に対する利子助成制度における実質利率を引き下げ

平成二十一年度補正予算からの措置

⑤附属病院の建て替え事業に対する利子助成制度の創設

平成二十三年度第三次補正予算からの措置

⑥非構造部材の耐震対策への補助の創設

⑦新たな防災機能強化事業への補助の創設

⑧二十七年度までに着工する耐震改築事業に対する長期低利融資の創設

⑨専修学校の防災機能強化事業への補助の創設

平成二十四年度予算

・二十三年度第三次補正予算による措置を継続

二　学校設置者の皆さまにとって、より柔軟な申請ができる制度へ

㈠　学校施設耐震改修事業

・耐震性能の劣る施設のIs値を〇・七以上に引き上げる工事

・非構造部材（天井材等）の耐震対策工事

・耐震補強工事に関連して実施する非構造部材の耐震対策、防災機能強化又は太陽光発電設備等の導入を一体事業として補助

㈡　防災機能強化事業

・備蓄倉庫等の設置、避難経路の確保、屋外防災施設の整備　など

㈢　耐震改築事業に対する長期低利融資の創設（日本私立学校振興・共済事業団が実施）

貸付期間

二十年間（二十七年度までに着工する耐震改築事業が対象）

貸付金利

《小学校～大学》

一～三年目　無利子

四～二十年目　〇・五％

《専修・各種学校》

通常の事業団一般施設費貸付金利マイナス〇・五％

三　急務となっている耐震化率向上等のため、継続的な支援へ

今次の事業基盤充実を機に、私立学校施設の防災機能強化への支援を当面、五年間を目途に集中的に進め、耐震化の進行速度を速めることにより、早期の耐震化完了を目指すこととし、継続的に支援してまいります。

私立学校施設の整備は、私学の自主性の尊重のもとに、設置者の皆さまのご判断で進められることが基本ですが、積極的な取り組みを期待します。文部科学省としては、今後とも、子どもたち、学生が安全に学べる環境を整備しようとする、どの私立学校の取り組みにも支援できるよう施策の充実に努めてまいります。

なお、本プランの内容は、今後、予算措置の内容等に変更があれば、随時改訂するとともに、進捗状況を評価し、必要な見直しを加えつつ進めてまいります。文部科学省では、私立学校や私学団体の皆さまと共に、本プランの普及、推進に取り組んでいきたいと考えています。さらには、防災機能強化はもとより、研究教育基盤の整備の観点から、将来にわたって私立学校施設の環境整備の支援に努めてまいります。

［留意事項等］

一　Is値とは、建物の耐震性能を評価する指標であり、Is値が大きいほど耐震性能が高くなります。

二　非構造部材とは、天井材、外壁（外装材）、内壁（内装材）のような、構造体以外の部材を指し、落下の危険性のある放送機器や照明器具、天吊り型のテレビ、窓ガラス、ガラスブロック、転倒の危険性のある書架・書棚等を含めます。

三　非構造部材の耐震対策工事を単体で申請する場合、一〇〇平米以上の部屋（特別講義室や大講義室、体育館、講堂など）の非構造部材の耐震対策工事が補助対象となります（幼稚園については、面積要件はなく単体で申請できます）。

この場合、大学・短大・高専・幼稚園にあっては、事業経費三〇〇万円以上のものが補助対象です。

なお、一〇〇平米未満の部屋については、耐震改修と一体で行う工事のみが申請対象です（幼稚園については、面積要件はなく単体で申請できます）。

四　耐震改修と一体で行う場合に対象となる防災機能強化の具体的な整備例

①備蓄倉庫及び防災倉庫設置のための既存校舎の改修工事
②外階段や避難経路の設置、通路や出入り口等の拡幅のための改修・改造工事、避難時の安全確保のためのフェンスの設置
③既設施設への屋外便所、マンホールトイレの設置工事
④防火水槽、耐震性貯水槽、防災井戸の設置工事
⑤自家発電設備等の設置工事（耐震改修と一体で行う工事のみ）

五　防災機能強化事業を単体で申請する場合、補助対象は上記四の①～④までの工事となることにご注意ください。なお、大学・短大・高専は、事業経費三〇〇万円以上のものが補助対象です。

六　学校施設耐震改修事業については、以下のケースについても補助対象として申請可能です。

①耐震補強工事を申請する際には前々年度に実施した耐震診断経費も併せて申請することができます。詳細は文部科学省ホームページをご覧ください。
（大学・短大・高専 http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/002/002/1266937.htm）
②管理部門を含む施設の耐震化について、教育研究に資する部分の面積割合が二分の一以上であれば施設全体を補助対象として申請することができます。
③大規模施設の耐震化を複数年度に分割して行う「分割耐震化工事」について、初年度に当該分割耐震化工事の全体計画及び年度計画を併せて提出することにより申請することができます。
なお、全体計画及び年度計画の確認後は、年度計画に基づき、当該年度に改めて申請することが必要です。

七　専修学校については、耐震補強工事及び耐震補強工事に関連して実施する非構造部材の耐震対策工事が補助対象です。

《専門課程》
事業経費　一、〇〇〇万円以上
《高等課程》
事業経費　四〇〇万円以上

補助率

《専門課程》二分の一以内
《高等課程》三分の一以内
（Is値〇・三未満は二分の一以内）

◆「私立学校施設防災機能強化集中支援プラン」

本プランの詳細及び各学校種の補助制度毎のお問い合わせ先については文部科学省ホームページをご確認下さい。
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/002/1318209.htm

【問い合わせ窓口】
文部科学省高等教育局私学部
私学助成課助成第二係
☎〇三（五二五三）四一一一（代表）
（内線二七七四）

助成業務

第三回　私学リーダーズセミナー・第一回　私学スタッフセミナーの開催

近年、少子化や経済情勢等の影響を受け、私立学校の経営をめぐる環境は、一層厳しさを増しています。このような状況下、学校法人においては、安定的な財政基盤の確保や教育研究の質の向上等が喫緊の課題となっており、財政運営と教学が一体となって改革に取り組むことが何より必要となっています。

そこで私学事業団では、理事長や学長等私学のリーダーを対象とした私学リーダーズセミナーと、将来、学校運営の中核を担う若手職員を対象とした私学スタッフセミナーを開催いたします。

第三回　私学リーダーズセミナー

理事長や学長等私学のリーダーそれぞれが経営面・教学面の知識を深め、経営情報や問題意識を共有化し、大学の魅力向上のための改革に向けた意欲形成を図ることを目的として、引き続き、「第三回私学リーダーズセミナー」を開催することといたしました。

本セミナーでは、学校法人ごとの財務状況の分析を基に、問題点の把握、今後の対応策の検討を本事業団職員とともに行う個別法人分析会を開催し、さらに、経営改革に関する具体的・専門的な相談に応じるため、本事業団の「専門家人材バンク」に登録された弁護士・公認会計士・社会保険労務士・再生専門家・教学専門家による個別相談会も同時に開催いたします。

理事長・学長等学校法人の経営に責任を持つリーダーの方々の積極的なご参加をよろしくお願い申し上げます。

実施時期等

○対　象

大学及び短期大学法人等の理事長（理事）若しくは学長（副学長）

○定　員

各会場二〇法人を選定

○会場・実施時期

①京都会場（京都ガーデンパレス）
日時　十月三日(水)～四日(木)
対象　学長（副学長）

②大阪会場（大阪ガーデンパレス）
日時　十月二十四日（水）～二十五日（木）
対象　理事長（理事）

③東京会場Ⅰ（東京ガーデンパレス）
日時　十一月七日（水）～八日（木）
対象　学長（副学長）

④福岡会場（福岡ガーデンパレス）
日時　十一月二十八日（水）～二十九日（木）
対象　理事長（理事）若しくは学長（副学長）

⑤東京会場Ⅱ（東京ガーデンパレス）
日時　十二月十七日（月）～十八日（火）
対象　理事長（理事）

○申込締切日　六月十五日（金）

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター　私学情報室
☎〇三(三二三〇)七八四四・七八四五
Eメール　center@shigaku.go.jp

【プログラム】

1日目（テーマ：一日で財務の見方を習得し、自法人の状況を把握する）

時　間	研修内容等
10:10～11:30	**講演「学校経営入門講座（学校法人会計基準）」** 1. 消費収支計算書、資金収支計算書から収入と支出の構成 2. 貸借対照表から資産と負債のバランス
12:30～13:50	**講演「学校経営入門講座（財務分析）」** 1. 財務三表を用いた財務分析手法 2. 財務分析結果の評価手法
13:50～14:50	**講演「学校経営入門講座（私学経営）」** 私立大学の現状と取り巻く状況
15:00～17:00	**個別法人分析会**（各学校法人約60分） 学校法人ごとにブースに分かれ、財務状況等の分析と相談を私学経営情報センター職員とともに実施 **専門家相談会**（希望する法人のみ）
17:00～18:30	**意見交換会** 他の学校法人や講師等との親睦を深める

2日目（テーマ：教学改革など大学の魅力向上に向けたマインド形成）

時　間	研修内容等
10:10～11:30	**講演①「私学に求められるもの」** 学校法人のガバナンス、大学における人材養成等、今、私学に求められている課題
12:30～13:50	**講演②「大学の魅力向上に向けて」** 大学の魅力向上に向け、初年次教育やアクティブ・ラーニング等の取組み事例
14:00～16:00	**シンポジウム** 大学の魅力向上のための経営改革や教学改革に向けて、問題意識の共有と今後の方向を参加者と講師等によるプレゼンテーションと討議

【講師予定】

会場名	講演①「私学に求められるもの」
京　都	**篠田　道夫** （㈻日本福祉大学常任理事、文部科学省中央教育審議会大学分科会大学教育部会委員） 「大学戦略経営論　～教学経営の確立を目指して～」 **山田　礼子** （同志社大学社会学部教授、文部科学省中央教育審議会大学分科会大学教育部会委員） 「学士課程教育の質保証へむけて」
大　阪	**納谷　廣美** （㈳大学基準協会会長、前明治大学学長、文部科学省中央教育審議会大学分科会大学教育部会委員） 「明治大学の挑戦」
東京Ⅰ	**老川　祥一** （㈱読売新聞グループ本社取締役最高顧問、前(株)読売新聞東京本社代表取締役社長編集主幹） 「企業人・新聞人から見た日本の大学」
福　岡	**大坪　檀** （静岡産業大学総合研究所所長、前静岡産業大学学長、元米国ブリヂストンタイヤ代表責任者） 「地域が求める私立大学」
東京Ⅱ	**北山　禎介** （㈳経済同友会教育問題委員会委員長、㈱三井住友銀行取締役会長、文部科学省中央教育審議会大学分科会委員） 「私立大学におけるガバナンス改革　～高等教育の質の向上を目指して～」 **黒田　壽二** （金沢工業大学学園長・総長、文部科学省中央教育審議会大学分科会委員） 「学校法人が果たす役割と責務　～理事長の心得～」

会場名	講演②「大学の魅力向上に向けて」
京　都	**日向野　幹也** （立教大学経営学部教授・リーダーシップ研究所所長） 「教員・上級生SA・受講生で学び合うリーダーシッププログラム」
大　阪	**外村　幸雄** （中央大学キャリアセンター部長） 「集大成としてのキャリア支援」
東京Ⅰ	**鈴木　典比古** （㈳大学基準協会専務理事、前国際基督教大学学長、文部科学省中央教育審議会大学分科会大学教育部会委員） 「学士課程教育の質的転換　～ナンバリングによる教育課程の体系化～」
福　岡	**羽根　拓也** （㈱アクティブラーニング代表取締役社長） 「学生の成長する力を育成するアクティブラーニング」 **森　朋子** （国）島根大学准教授） 「協働型FDによる教育改善の推進　～教育改革マネジメントの新しい形～」
東京Ⅱ	**濱名　篤** （㈻濱名学院理事長、関西国際大学学長、文部科学省中央教育審議会大学分科会大学教育部会委員） 「ハイ・インパクト・プラクティスの導入から始まる質保証」

第一回 私学スタッフセミナー

大学をめぐる課題が高度化・複雑化する中、私立大学等の職員は、教育研究の質の向上や経営基盤の強化を図るうえで、特に重要な役割を担っており、教職協働の観点からも職員の能力開発は益々重要となってきています。

本セミナーでは、将来、学校運営の中核を担う若手職員を対象に、学校法人経営や高等教育政策の課題について、広範な知識と柔軟な思考力の習得のための双方向講義やグループワークによる実践的な研修を実施し、魅力向上を目指す大学改革に向けた意欲形成を図ることを目的とした、「第一回私学スタッフセミナー」を開催することといたしました。

若手職員の積極的なご参加をよろしくお願い申し上げます。

実施時期等

○対　象
二十五歳～三十五歳の大学及び短期大学職員

○定　員
各法人一名とし、二〇法人を選定

○会　場
葉山保養所　相洋閣
（神奈川県三浦郡葉山町下山口二〇四〇－一）

○実施時期
九月十九日（水）～二十一日（金）

○申込締切日　六月八日（金）

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター　私学情報室
☎〇三（三二三〇）七八四八・七八四九
Eメール　center@shigaku.go.jp

【プログラム】

1日目〔9/19（水）〕

時　間	研修内容等
12:15～	受付・オリエンテーション等
13:00～14:20	講演「学校法人会計の理解」
14:30～15:50	講演「財務分析詳解」
16:00～17:20	講演「私学の経営環境」
19:30～21:30	グループワーク（財務分析演習）

2日目〔9/20（木）〕

時　間	研修内容等
8:10～10:10	グループワーク（財務分析結果発表）
10:20～12:00	講演「中央教育審議会の動向」 （文部科学省高等教育局企画官・高等教育政策室長　合田　哲雄）
13:00～14:40	講演「私立学校法解説」 （文部科学省高等教育局私学部参事官付私学経営支援企画室長　松坂　浩史）
15:00～16:40	講演「私学行政概要」 （文部科学省高等教育局私学部参事官付学校法人調査官　三沼　仁）
17:00～	懇親会

3日目〔9/21（金）〕

時　間	研修内容等
8:00～ 9:40	講演「大学教育の課題」 （関西国際大学学長　濱名　篤）
10:00～11:40	講演「大学職員の心得」 （松本大学事務局長　小倉　宗彦）
13:00～15:00	私学スタッフセミナー修了証書授与

魅力あふれる学校づくりを目指して

連載 ⑫

心を育むキリスト教教育で魅力づくり

横浜英和小学校校長　上戸 秀夫

横浜英和小学校は、学校法人横浜英和学院（横浜市南区蒔田町）が運営する、歴史を誇る共学の私立小学校です。

一八八〇年、アメリカのメソジスト・プロテスタント教会の宣教師、H・G・ブリテン女史が、日本の子どもたちの教育のため、横浜の山手に創立したブリテン女学校を前身とし、横浜英和女学校付属幼年学校（小学校）として一九〇〇年に正式の許認可を受けた、神奈川県で最も古い小学校です。

「心を清め、人に仕えよ」これは横浜英和学院が、校訓として一貫して守り続けている建学の精神です。そこで、この建学の精神を大切にして、「心を育むキリスト教教育」を日々実践している横浜英和小学校の取り組みを紹介します。

心を育むキリスト教教育

本校はキリスト教に基づいて教育を行っています。学校で学ぶ基礎・基本の学習をしっかり身につけることは当然のことですが、同時に、聖書の教えにある「心を清め、人に仕える」ことのできる人間の形成も目指しています。「一人ひとりはかけがえのない存在として、命と賜物を神様からいただいている」子どもたちなので、大人になっても人を愛し、人と共に生きていくことのできる人を育てることを目指しています。

横浜英和小学校

横浜英和小学校の取り組み

このような本校の「心を育む教育」は、主に次のような十の項目で具体的に実践されています。

一　宗教教育

キリスト教に基づいた教育が行われている本校の学校生活は、祈りで始まり、祈りで終わる毎日です。

全校・高学年・低学年・学級と形態は変わりますが、毎朝礼拝を守り、心を合わせて讃美歌を歌い、聖書のみことばに心を傾け、祈りをささげます。また、全学年、週に一時間、聖書の学習をしています。

二　奉仕活動と心の教育

本校では、奉仕活動を具体的な働きを通して学ぶことを大切にしています。

六月に行う「こどもの日・花の日」には特別礼拝を守り、近隣のお世話になっている方々に感謝の気持ちをこめてお花を届けます。「収穫感謝」の礼拝には、日々の豊かな恵みに感謝して、くだもの・野菜・お米を持ち寄り、恵みを分かち合うと同時に、礼拝後、老人ホームへお届けしています。

また「もう一人の友だちのために」自分にできることをしようと、月一回「パンと牛乳の日」を定め、給食をパンと牛乳のみにし、その日の副食代を「日本国際飢餓対策機構世界里親会」を通じて、ウガンダ・カンボジア・フィリピン・ボリビアなど、各クラス一人、全校で一六人の里子の援助をしています。この「パンと牛乳の日」はもう二十年以上も続いています。その他、献金を集めたり、古切手・書き損じはがき・ペットボトルのふた・空き缶のプルタブなどを集めて、ワクチン・車椅子などの購入のために役立て、苦しんでいる人、困っている人のために「今、自分にできること」を実行しています。

三　個を大切にする教育

子どもたち一人ひとりが、その子らしく豊かに成長するために、英和小学校では、一クラス三三名の少人数のクラス編成をし、きめ細やかな指導を行っています。

算数の基礎学力を確実に身につけるため、週二回は複数の教師で指導をし、そのほか、学習の理解不足を補うため、特別の時間を設けて個別に指導することも行っています。

また、全校挙げて日記指導を大切にしています。一人ひとりの子どもの考えや思いを知り、教師が返事を書き、子どもとの密な心のつながりを図っています。同時に日記を書くことで、自分の考えを文章に表し、表現能力を高めることも目指しています。

運動面では、一年生から縄跳びの指導を行い、子どもたちは学年に応じた検定を受け、その子に合ったペースで技を磨いています。

四　縦のつながりを大切に

一人っ子の家庭が増えています。また、私学ですので、地域での仲間づくりが希薄になっているのが現状です。そこで本校では、学年の枠を超えて、縦のつながりを大切にする活動を取り入れています。

入学当初の一年生には、一人ひとり六年生のパートナーがつき、片付けや着替えの仕方を教えたり、給食の指導

をしたり、一年生が早く学校に慣れるようお手伝いをします。一年生はパートナーの六年生と仲良しになり、一緒に遊び、縄跳びを教えてもらい、楽しく学校生活を送ります。水曜日のお弁当の日の昼休みには、全校生徒が学年の枠を超えて、先生も交えて校庭で楽しく遊びます。

その他、児童会・クラブ活動・合唱隊では四年生以上が一緒に活動し、英和小学校の伝統を守っています。

五　充実した英語教育

英語の授業は、一年生から、日本人教師と外国人教師のティーム・ティーチングで行われます。ネイティヴスピーカーの英語を耳から覚え、歌を歌ったり、チャンツ（英語のリズムを覚えるための練習方法）をしたり、楽しみながら英語を覚えていきます。高学年になると学内のスピーチ・コンテストに参加し、自分から進んで児童英検に挑戦しています。コンテストに参加する児童は、自主的に練習を積み重ね、夏休みにも登校して個人指導を受けるなど、熱心に取り組みます。スピーチ・コンテスト最優秀者は、全校集会でその流暢なスピーチを披露しています。

横浜英和学院は、オーストラリアのファン・スクール、フィントナ・スクールと姉妹校提携をし、手紙のやりとり、作品の交換、ホームステイによる留学生の交換を行っています。姉妹校の高校生が来校した時は、小学生との交流も実施します。

外国人教師による生きた英語教育

六　男子児童への配慮

中学校・高等学校が女子校であるため、男子児童の数は、残念ながら現在少数です。その男子児童が楽しく充実した学校生活を送ることができるように、配慮をしています。

男子スポーツ・クラブを特設し、二年生から六年生までの男子児童が一緒になって汗を流しています。

四年生になると、男子保護者を対象に進学説明会を行い、今後の進学指導について説明をします。五年生になると、希望者には補習授業を行い、中学進学に備えます。

また、関東学院中学校への推薦入学制度があり、便宜を図っています。

七　保護者との連携

小学校教育では、学校と家庭との密な連携が欠かせません。そこで、英和小学校では、連絡帳を通して家庭との連絡を常に取り、保護者会・学級懇談会・保護者個人面談などを通して、お子様の現状について話し合う機会を多く設けています。

また親子で楽しむプレーデー・スポーツの集いなどを設け、保護者の学校行事への参加の機会を増やしています。「父の会」を計画し、年二回、先生と父親の交わりの機会を設け、教育への参加と、父親同士の交わりの時を持っています。

このように教育を学校任せではなく、保護者と一緒に、開かれた保護者参加型の教育を目指しています。

八　安全管理

子どもたちが安心して登下校できるように、次のことを行っています。

登校時は学校に到着したことを、下校時には校門を出た時刻をメールで各家庭に配信し、校門は登校時・下校時しか開門せず、登下校時には警備員が門前に立ち、不審者のチェックをします。方面別に下校班を作り下校、一年生については、担任が最寄りの駅まで引率して下校します。

九　給食

本校では、五十年前から、英和学院の幼稚園から高等学校まで、学校給食を続けています。毎日の食事への感謝の心を育て、共に食する喜び、会食する食事のマナーを学びます。また、好き嫌いをせず食事ができるよう、給食指導を行っています。

十　教育施設

本校は、充実した設備の中で、より良い教育を目指しています。

一年生からパソコンの授業が行われています。パソコンは、一人一台が設置され、専門のパソコン指導者と担任のティーム・ティーチングで指導しています。

また、図書室は電算化され、貸し出し・返却、本の管理をコンピュータで行っています。専門の司書が常に環境を整え、子どもたちが読書の楽しみを味わえるようにしています。

本校は、こうした環境の中で、子どもたち一人ひとりが、自分らしさを発揮し、楽しく生き生きとした学校生活を送り、身も心も豊かに育つことを願って、教職員一同、日々の活動に取り組み、英和小学校の魅力を創り出す努力を重ねています。

◇◇◇寄稿者紹介◇◇◇

上戸　秀夫（かんべ　ひでお）

青山学院初等部教諭・教頭・部長を経て、二〇〇九年より横浜英和小学校校長

特定健康診査のご案内を六月下旬に学校法人等へ送付します

福祉部 保健課

平成二十四年度の特定健康診査及び特定保健指導を下表スケジュールにより実施します。

私学事業団から六月下旬に、案内書（実施要領等）・対象者リスト等を学校法人等へ送付しますので、内容を確認のうえ、手続きをお願いします。

保健指導を円滑に実施するため、健診結果は、対象者全員分が揃ってからでなく、整った分から、順次送付をお願いします。

【加入者の特定健康診査】

学校法人等が学校保健安全法（労働安全衛生法）に基づいて実施する定期健康診断の結果データを活用します。特定健康診査の検査項目の受診もれがないようにしてください。

「標準的な質問票」のうち、必須項目（服薬の有無、喫煙の有無）の記入もれが多数見受けられますので、確認のうえ提出してください。

【被扶養者の特定健康診査】

本事業団が送付する「案内書（被扶養者向け）」に同封されている、「特定健康診査受診券」（有効期限二十五年三月三十一日）により、指定健診機関で受診していただきます。

「案内書（被扶養者向け）」が学校法人等に届いた際には、加入者を経由して、対象者（被扶養者）への配付をお願いします。

被扶養者の受診率が低くなっています。**受診券が必ず被扶養者の手元に届くよう**、ご指導をお願いします。

【提出方法のお願い】

健診結果データは、できるだけ共済HP（事務担当者コーナー▼特定健康診査・特定保健指導）に掲載している**「健診結果提出用EXCELデータ作成・チェック機能」**の入力フォーマットの利用及び電子データによる提出にご協力ください。

健診結果データの提出期間

平成二十四年七月～九月末日

※十月以降に定期健康診断を実施する学校法人等の提出期限
二十五年一月三十一日まで

※二～三月に定期健康診断を実施する学校法人等の提出期限
二十五年五月三十一日まで

平成24年度スケジュール

	私学事業団	加入者・学校法人等	
		特定健康診査	特定保健指導
H24／6月	案内書・被扶養者の受診券（有効期限：平成25年3月31日）・対象者リストの発送（6月下旬ごろ）	**学校法人等** 定期健康診断結果データの提供、案内書（被扶養者向け）配付 **被扶養者等** 受診券による健診・結果データの提供	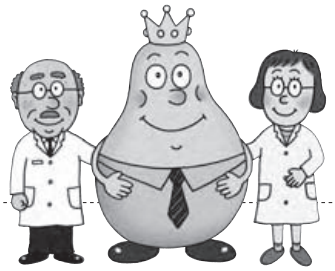
7月	24年度分健診結果データ受け付けの都度、入力・階層化・登録		
8月	健診結果・情報冊子の発送 ※特定保健指導該当者には利用券（有効期限：平成25年7月31日）を同封		特定保健指導利用開始
9月		学校法人等からの健診結果データ提出期限（1回目）	
10月			
11月	○国へ23年度分特定健診等実績報告	（順次）	
12月			
H25／1月		学校法人等からの健診結果データ提出期限（2回目）（10月以降に定期健康診断を実施する学校法人等）	
2月			
3月	（順次）	〔受診券の有効期限：平成25年3月31日〕	
4月		＜次年度＞	
5月		学校法人等からの健診結果データ提出期限（3回目）（2～3月に定期健康診断を実施する学校法人等）	
6月			
7月			24年度特定保健指導の利用（初回面接）受け付け終了〔利用券の有効期限：平成25年7月31日〕

標準給与の定時決定

基礎届書の提出期限は平成二十四年七月十日（火）です

業務部 資格課

標準給与の月額は、毎月納付する掛金額や年金などの給付金の計算のもととなっています。このため実際に受けている給与月額との差が生じないよう、毎年一回、「定時決定」により見直しを行っています。

標準給与の定時決定とは

毎年七月一日現在で学校法人等に使用されている加入者について、学校法人等が支給した四月・五月・六月の給与を**「標準給与基礎届書（以下「基礎届書」といいます）」**で報告していただき、その平均給与額に基づき、その年の九月から翌年の八月までの標準給与の等級及び月額を決定します。この定時決定は、掛金及び給付金等の算定基礎となる重要なものです。

基礎届書の対象者

①対象となる加入者

- 資格取得日が二十四年五月三十一日以前で、七月一日現在加入している人
- 加入者資格を有する休業者や育児休業等を取得中の人及び七十歳以上の人も対象になります。

②対象とならない加入者

- 二十四年六月一日以後に資格を取得した人
- 二十四年七月に標準給与の月額が改定になる人

通知文と基礎届書の送付

六月中旬に「基礎届書」と提出についての通知文を学校法人等あてに送付します。

※磁気媒体又は電算用紙による報告の登録をしている学校法人等については「基礎届書」は送付しません。

※共済ＨＰ（事務担当者コーナー▼磁気媒体での申請）から「基礎届書」を磁気媒体で作成することができますのでご利用ください。

年平均額による保険者決定に該当する場合

通知文等ですでにお知らせのとおり、平成二十四年度の定時決定から、下表の三つの要件に該当する場合には、過去一年間の平均給与月額によって本年九月からの標準給与の等級及び月額を決定することができるようになりました（年平均額による保険者決定）。

要件	1. 当年４～６月の給与額を基に算出した給与月額が、前年７月～当年６月の過去１年間の月平均給与額によって算出した給与月額と比べて２等級以上の差があること。
	2. この２等級以上の差が「業務の性質上例年発生すること」（**注1**）が見込まれること。
	3. 加入者が同意していること。

（注１）「業務の性質上例年発生すること」とは、

- **毎年４～６月が繁忙期にあたるため、４～６月までの期間中の残業手当等が、他の期間と比べて多く支給されるなど、例年季節的な給与変動の起こることが想定される場合**
- **単年度のみ等、業務の一時的な繁忙により給与が増加する場合は対象外となります。**
- **給与変動が起こる部署を単位として対象とします。**

①手続方法について

年平均額による保険者決定の要件に該当し、本人が希望する場合は、「標準給与基礎届書」の提出とともに、「保険者決定（年間給与の平均額で算定）の申立書」（様式第１）と「標準給与基礎届・保険者決定申立に係る例年の状況、標準給与の月額比較及び加入者の同意書」（様式第２）の提出が必要となります。なお、様式第２には必ず本人の署名・押印をしてください。

②電算用紙による届出の場合

今回の改正に伴い、学校法人等で独自に作成している基礎届書の様式にも一部変更が生じますが、すでに承認を受けている学校法人等については、改めて承認を得る必要はありません。また、平成二十四年度に限っては旧用紙での提出も可能です。

ただし、年平均額による保険者決定を希望する人については必ず**新用紙を使用し**、上記「①手続方法について」のとおり提出してください（新しい基礎届書については共済ＨＰ（様式用紙等のダウンロード）からダウンロードできます）。

③磁気媒体による届出の場合

磁気媒体により基礎届を提出する学校法人等については、共済ＨＰ（事務担当者コーナー▼磁気媒体での申請）からバージョンアップを行ってください。また、年平均額による保険者決定を希望する者については、様式第１の申立書及び様式第２の同意書を書面により磁気媒体提出時に同封してください。

- **平均額を算出する際に出る、一円未満の端数については切り捨てとなります。**
- 共済ＨＰ（事務担当者コーナー▼お知らせ）にＱ＆Ａを掲載していますので参照してください。

標準給与の月額は年金や傷病手当金など、加入者が受ける保険給付の額にも影響を及ぼすことにご留意のうえ、お手続きください。

標準給与改定が必要なとき

業務部 資格課

標準給与の改定（随時改定）

標準給与は、資格取得又は定時決定によって確認し決定されますが、**固定的給与が変動し**、大幅な給与の増減があった場合は「標準給与改定届書」の提出が必要です。

1　通常の場合

標準給与の改定を必要とする大幅な増減とは、現に確認されている標準給与の月額に比べて、標準給与の月額表で**二等級以上の増減**に該当した場合をいいます。

2　一等級の増減であっても給与改定の届け出が必要な場合

標準給与には上限と下限があり、昇給や降給などによって給与が大きく変動しても二等級以上の差が生じない場合があります。

例えば、標準給与が第四十二級の加入者の場合は、第四十三級が上限であるため、大幅な給与の増加があったとしても二等級以上の差が生じたことになりません。同様に、第二級の加入者に大幅な給与の減少があった場合にも、第一級が標準給与の下限であるため給与改定に該当しないことになり、実際の給与の動きが標準給与に反映されないこととなります。

そこで、このような場合は、標準給与の上限と下限に、さらに仮定の等級として第四十四級の「一二四万五、〇〇〇円以上」、第〇級の「九万五、〇〇〇円未満」を設定します。第四十二級又は第二級の加入者にこの仮定の等級への増減があった場合は、大幅な増減として一等級の増減であっても標準給与改定の届け出が必要です。

◆届け出の方法

「標準給与改定届書」に、増減した月から順に継続した三か月の給与とその平均額を記入し、改定月（変動した月から四か月目）の十日までに提出してください。四か月目から標準給与の月額及び掛金が改定されます。

退職後、引き続き再雇用された場合の標準給与の改定

退職共済年金の受給権者である加入者が、退職後引き続き再雇用され、次の要件のいずれにも該当した場合は、再雇用月より即時に標準給与を改定することができます。

◆改定の要件

①六十歳以上の退職共済年金受給権者
②同一学校法人等において雇用契約上いったん退職し、一日の空白もなく引き続き再雇用された加入者
③当該再雇用時において、現に確認されている標準給与の月額と比べ一等級以上の増減があること
④本人が給与改定を希望していること

なお、①～④の要件を満たさない場合であっても、上記**標準給与の改定（随時改定）**に該当する場合は、届け出が必要です。

◆標準給与の改定月

再雇用された日の属する月の給与が変更となった場合に、当該月を算定基礎月として、その月から標準給与を改定します。

◆届け出の方法

「標準給与改定届書（即時改定用）」に、当該加入者が退職した後、新たな雇用契約を結んだことが明らかにできる書類（再雇用契約書の写し等）を添付のうえ提出してください。

育児休業等終了後の標準給与の改定

三歳未満の子を養育する加入者が育児休業等を終了後に継続して勤務し、次の要件のいずれにも該当した場合は、標準給与を改定することができます。

◆改定の要件

①育児休業等を終了した日において、当該育児休業などにより養育している子が三歳に達していないこと
②職場復帰の日を含む三か月の給与の平均が、現に確認されている標準給与の月額に比べ一等級以上の増減があること
③本人が給与改定を希望していること

なお、①～③の要件を満たさない場合であっても、上記**標準給与の改定（随時改定）**に該当する場合は、届け出が必要です。

◆標準給与の改定月

育児休業終了日の翌日の属する月から継続した三か月の給与の平均額を給与月額として、その翌月（職場復帰した月から四か月目）から標準給与を改定します。

ただし、職場復帰が月途中で給与支払いの対象となった日数が十七日未満であるときは、その翌月から継続した二か月の給与の平均額を給与月額とします。改定後の標準給与の月額は、その年の八月まで（当該翌月が七月から十二月の場合は翌年の八月まで）の適用となります。

※育児休業等終了後の標準給与の改定により標準給与の月額が下がる場合は、「標準給与の従前保障」の申請が済んでいるか確認してください。

◆届け出の方法

加入者が職場復帰して三か月を経過した後、「標準給与改定申請書（育児休業等終了者用）」により、学校法人等を経由して速やかに私学事業団に提出してください。

共済業務

〒113－8441　文京区湯島1-7-5
☎03（3813）5321（代表）
ご照会の際には、学校記号番号、加入者番号をお手元にご用意ください。
http://www.shigakukyosai.jp/

積立共済年金と共済定期保険の前期加入申し込み締め切り

前期加入申し込み締め切りは**６月29日（金）必着です。**

〔積立共済年金〕

新規加入のほかに、既加入者の他コースへの加入や口数変更（増口・減口）の申し込みも受け付けます。

〔共済定期保険〕

「家族年金コース」（「医療保障コース」の同時加入可）及び「学校加入コース」の新規加入申し込みのみを受け付けます。なお、他コースの新規加入、既加入者の加入内容の変更及び脱退は、後期加入申込期間（11月）での取り扱いとなります。　**【保健課】**

賞与等支給報告書の提出上の注意

賞与等支給報告書は、登録されている賞与等支給予定月の前月に学校法人等（磁気媒体及び電算用紙による報告を登録した学校法人等は除く）あてに送付します。賞与等を支給した日から（同一月内に賞与等の支給が複数あった場合は合算し、最後に支給した日から）５日以内に提出してください。賞与掛金は６月20日（水）受付分までは、６月分の掛金で調定する予定です。

なお、加入者全員に賞与等の支給がない場合は、提出の必要はありません。また、賞与等支給報告書に記載されている加入者の中で、支給がない人が含まれている場合は、その人の**加入者番号から賞与等区分まで二重線で抹消してください。**０円又は空欄のままで報告されると未確認連絡書が送付されてしまいます。

賞与等支給報告書の記入については、「平成23年版 様式用紙等の記入例集」14ページ又は、共済HP（様式用紙等のダウンロード）を参照してください。特に**支給年月**（支給月日ではありません）**や賞与等区分の記入もれに注意してください。**

なお、磁気媒体又は電算用紙で報告される場合は、提出前に必ず加入者番号と生年月日を確認してから提出してください。また、支給年月から６か月を経過した支給分に報告もれが判明した場合は、磁気媒体による報告はできませんのでご注意ください。　**【資格課】**

生涯生活設計セミナーの申し込み締め切り

生涯生活設計セミナー（加入者とその配偶者を対象）の申し込み締め切りは**６月11日（月）必着**です。希望する方は早めにお申し込みください。　**【保健課】**

「事務の手引」「レター」７月号等の送付

平成24年版「事務の手引」、加入者向広報「レター」７月号等を７月初旬に学校法人等あてに送付します。「レター」の送付部数は、５月末現在の加入者数（**後期高齢者医療制度の被保険者となった人を含む**）となります。

「事務の手引」は先に送付しました「平成23年版 様式用紙等の記入例集」と併せてご活用ください。

【広報班】

6 月の共済業務スケジュール

１日（金）	積立共済年金・共済定期保険 前期加入申し込み開始
４日（月）	貸付 送金
６日（水）	貸付 ５月分定期償還期限
８日（金）	貯金 払込期限（必着）
11日（月）	生涯生活設計セミナー 申し込み締め切り
15日（金）	貸付 ７月２日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日（水）	貯金 送金
22日（金）	貸付 送金
25日（月）	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日（木）	掛金 ５月分掛金口座振替（自振校のみ） 貸付 ６月分定期償還口座振替（自振校のみ）
29日（金）	貸付 ７月23日送金申し込み締め切り 掛金 ５月分納期限 積立共済年金・共済定期保険 前期加入申し込み締め切り

7 月の共済業務スケジュール

２日（月）	貸付 送金
６日（金）	貸付 ６月分定期償還期限
10日（火）	貯金 払込期限（必着） 「標準給与基礎届書」提出期限
13日（金）	貸付 ８月２日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

クールビズを実施しています

私学事業団では、例年、政府が推進する「地球温暖化防止」等の施策への対応としてクールビズを実施しています。今年も昨年同様に節電の取り組みが必要とされていることから、**5月1日～10月31日までの間、冷房温度の調節を行い、軽装での執務を実施**していますので、本事業団にお越しの節は、取り組みへのご理解をお願いします。

助成業務

〒102－8145　千代田区富士見1-10-12
☎03（3230）1321（代表）
http://www.shigaku.go.jp/s_home.htm

学術研究振興基金寄付者芳名

このたび、学術研究振興基金に対し、

㈱日本工業倶楽部　様

からご寄付をいただきました。

当基金へのご協力に心から御礼を申し上げます。

当基金は、私立大学等の学術研究に助成を行うことを目的として設立されたもので、私学事業団が広く一般から受け入れた寄付金を基金として運用し、その運用益を「学術研究振興資金」として、優れた学術研究に対し交付しています。

昭和50年度に当基金が創設されて以来、皆様から格別のご理解とご支援を賜り、おかげさまで、平成24年５月末現在の基金保有額は53億9,162万円、資金交付累計額は71億4,968万円となりました。

本事業団では、当基金をさらに充実させ、私立学校の発展に貢献してまいりたいと考えております。今後とも、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

助成部　寄付金課
☎03（3230）7316・7319
Ｅメール　kifukin@shigaku.go.jp

私立大学等経常費補助金の申請等については電子窓口をご確認ください

私立大学等経常費補助金の調査票及び事務連絡等を「電子窓口」に掲載していますので、定期的にご確認ください。６月は、「平成23年度補助金に係る事業の実績報告」について掲載する予定です。

助成部　補助金課
☎03（3230）7300～7311
Ｅメール　hojokin@shigaku.go.jp

学校法人基礎調査提出のお願い

学校法人基礎調査の提出については、インターネットを利用した「基礎調査票ｅ-マネージャ」による作成・提出をお願いしています。

■提出締め切り　６月29日（金）

○〔**文部科学大臣所轄法人（大学・短期大学・高等専門学校法人用）**〕
→教員数（大学院担当等）・職員内訳等教職員数関係、財務関係等

○〔**知事所轄法人（高等学校・中等教育学校・中学校・小学校法人用）**〕
→学校法人の概要、人数、財務関係等全帳票

■添付書類

文部科学大臣・知事所轄法人ともに、決算関係書類（平成23年度計算書類及び附属明細表）をｅ-マネージャとは別途郵送にて私学情報室までご提出ください。

学校法人の皆様にご利用いただいております「基礎調査票ｅ-マネージャ」は、**原則終日ご利用できます。**ただし、月曜日が祝日等で休日の場合などは、**土曜日の正午から火曜日の午前９時までの間は休止**させていただきますのでご注意ください。

※ 詳しくは、「平成24年度学校法人基礎調査の入力要領」をご覧ください。

私学経営情報センター　私学情報室
☎03（3230）7840～7843
Ｅメール　k-chousa@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

インターネットで宿泊予約ができます。
http://www.shigakukyosai.jp/

料亭でのご夕食、温泉入浴をお楽しみください

広島ガーデンパレスでは、広島屈指の料亭「半べえ」で夕食をいただく宿泊プランをご用意しています（往復送迎があります）。このプランは、庭園に囲まれた料亭で旬の料理を堪能でき、併設の「半べえ温泉」でのご入浴もお楽しみいただけます。ぜひご利用ください。

夕食会場（半べえ）

夕食（イメージ）

半べえ温泉（入浴券付）

庭園会席（温泉・送迎付）プラン

2名様1室（1名様）　13,500円～

ご利用期間：通年（12月28日～1月3日を除く）
※ご予約は2名様から承ります。
※ご予約・変更は3日前までにお願いします。
※朝食は、当館1階「ひろ里」で和定食又は洋定食をお選びいただけます。
※「半べえ」は、火曜日が定休日となります。

HOTEL, BANQUET& RESTAURANT
広島ガーデンパレス

〒732-0052　広島市東区光町1-15　☎082（262）1122
（JR・新幹線「広島」駅新幹線口下車徒歩5分）
http://www.hotelgp-hiroshima.com

融資事業のご案内

平成24年度融資のご相談、お待ちしています！

■ 融資金利表（平成24年6月1日現在）

融資費目	返済期間		
	20年以内（うち据置2年）	10年以内（据置年数含む）	6年以内（据置年数含む）
【一般施設費】校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業等並びに校(園)地の買収事業等	年％ 1.5	年％ 0.9	年％ 0.7
【特別施設費】寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等	1.6	1.0	—
【教育環境整備費】校教具、通園バス等の購入 ※幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象	—	—	5年6か月以内（うち据置6か月） 0.5
【教育環境整備費】大型設備・情報技術整備等	—	0.9	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築（改修も含みます）
校地、園地の購入
機器備品の購入

私学事業団融資は、長期資金（据置期間を含めて最大20年）・固定金利・元金均等償還です。

施設整備をご計画なら「安心で、安定感のある」本事業団資金のご利用を検討されてはいかがでしょうか。

24年度融資のご希望については、現在受付中です。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先（私学振興事業本部）
融資部　融資課　☎03（3230）7862～7867
Eメール　yushi@shigaku.go.jp

今月の表紙

横浜英和小学校

横浜英和学院は、創立132年の歴史を持つキリスト教学校です。小学校では聖書の教えを大切にし、「子どもたちの生活を重視するカリキュラム、体験を大切にする学習、一人ひとりに合わせた親身な個別指導、家庭・子ども・先生　この三者の密なコミュニケーション、一人ひとりの成長をしっかりと見つめ共に歩む」教育を行っています。

月報私学　6月号（VOL. 174）平成24年6月1日発行
編集・発行　日本私立学校振興・共済事業団　〒102-8145　東京都千代田区富士見1-10-12　☎03（3230）7810・7811（企画室）
（禁無断転載）